

茨城労働局関係の行事・イベントのご案内

8月

行事・イベント名	内容	時期	広報の方法	担当課室
茨城地方最低賃金審議会	茨城労働局長から諮問を受け、地域別の最低賃金について審議を行っています。審議後、答申を行い、異議申出に関する手続きを経て、茨城労働局長により最低賃金が決定されます。	第1回 7月3日 (終了済) 第2回 8月3日 第3回 8月5日	審議会の傍聴申込は締め切りました。最低賃金については、ホームページなどで順次お知らせいたします。	労働基準部賃金室 029-224-6216
STOP！熱中症 クールワークキャンペーン (令和2年5月1日から9月30日まで)	厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月までキャンペーンを実施中です。	5月1日～9月30日	資料提供	労働基準部健康安全課 029-224-6215